

改正

昭和42年3月31日条例第58号

昭和42年7月1日条例第63号

昭和43年3月27日条例第13号

昭和44年6月30日条例第38号

昭和44年10月1日条例第58号

昭和45年12月23日条例第62号

昭和46年4月1日条例第1号

昭和47年7月13日条例第53号

昭和47年12月27日条例第71号

昭和48年9月29日条例第49号

昭和49年10月5日条例第54号

昭和50年6月25日条例第39号

昭和51年3月30日条例第3号

昭和51年6月26日条例第44号

昭和52年3月30日条例第3号

昭和52年12月27日条例第52号

昭和53年6月28日条例第32号

昭和53年9月30日条例第40号

昭和55年3月26日条例第1号

昭和56年12月26日条例第60号

昭和58年3月30日条例第3号

昭和60年12月25日条例第41号

昭和61年3月29日条例第1号

昭和62年3月30日条例第1号

昭和62年8月31日条例第45号

昭和63年6月30日条例第22号

平成元年6月30日条例第36号

平成3年3月30日条例第1号
平成4年12月25日条例第53号
平成5年12月24日条例第42号
平成8年6月25日条例第29号
平成8年9月27日条例第44号
平成9年9月30日条例第42号
平成10年3月30日条例第2号
平成10年9月30日条例第32号
平成11年3月30日条例第7号
平成12年9月29日条例第48号
平成13年9月25日条例第29号
平成14年3月29日条例第3号
平成15年6月25日条例第33号
平成16年6月30日条例第37号
平成16年12月28日条例第51号
平成18年12月28日条例第82号
平成19年8月23日条例第43号
平成21年12月28日条例第46号
平成24年12月25日条例第72号
平成25年3月28日条例第2号

長野市支所設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 3 月31日 条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 7 月 1 日 条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年 3 月27日 条例第13号抄）

1 この条例は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和44年 6 月30日 条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年 4 月21日から適用する。

附 則（昭和44年10月 1 日 条例第58号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年 7 月 3 日から適用する。

附 則（昭和45年12月23日 条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 4 月 1 日 条例第 1 号）

この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 7 月13日 条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月27日 条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 9 月29日 条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年10月 5 日 条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月25日 条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月30日 条例第 3 号）

この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 6 月26日 条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年 5 月 7 日から適用する。

附 則（昭和52年 3 月30日 条例第 3 号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年12月27日条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2 長野市芋井支所の項の改正規定は、昭和53年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1 長野市更北支所の項の規定は、昭和52年12月12日から、改正後の別表2 長野市浅川支所の項の規定は、昭和52年10月8日から適用する。

附 則（昭和53年6月28日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月30日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2 長野市柳原支所の項の改正規定は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月26日条例第60号）

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年8月31日条例第45号）

この条例は、昭和62年9月14日から施行する。ただし、別表第2 長野市若槻支所の項の改正規定は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月24日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月25日条例第29号）

この条例は、平成8年7月22日から施行する。ただし、別表第2長野市小田切支所の項の改正規定は、平成8年11月21日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第44号）

この条例は、平成8年10月28日から施行する。

附 則（平成9年9月30日条例第42号）

この条例は、平成9年11月4日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第2号）

この条例は、平成10年3月30日から施行する。

附 則（平成10年9月30日条例第32号）

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
（長野市農業委員会に関する条例の一部改正）
- 2 長野市農業委員会に関する条例（昭和43年長野市条例第77号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（長野市立公民館条例の一部改正）
- 3 長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（長野市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）
- 4 長野市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年長野市条例第125号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、平成12年11月20日から施行する。

附 則（平成13年 9 月25日条例第29号）

この条例は、平成13年11月 5 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日条例第 3 号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 6 月30日条例第37号）

この条例は、平成16年 8 月30日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第51号）

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表長野市若槻支所の項の改正規定は、同年 2 月28日から施行する。

附 則（平成18年12月28日条例第82号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（長野市公告式条例の一部改正）

2 長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市防犯まちづくり推進条例の一部改正）

3 長野市防犯まちづくり推進条例（平成18年長野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市立公民館条例の一部改正）

4 長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年 8 月23日条例第43号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第46号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表長野市柳原支所の項の改正規定は、同年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第72号）

この条例は、平成25年2月25日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
長野市 篠ノ井支所	長野市篠ノ井御幣川281番地の1	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田 篠ノ井御幣川 みこと川 篠ノ井横田 篠ノ井会 合戦場一丁目 合戦場二丁目 合戦場三丁目 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原 篠ノ井岡田 篠ノ井二ツ柳 篠ノ井石川 篠ノ井小森 篠ノ井東福寺 東犀南 篠ノ井杵淵 篠ノ井西寺尾 神明 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施
長野市 松代支所	長野市松代町松代1360番地	松代町岩野 松代町清野 松代町松代 松代町城東 松代町東条 皆神台 松代温泉 松代町豊栄 松代町東寺尾 松代町城北 松代町柴 松代町小島田 松代町牧島 松代町大室 松代町西寺尾 松代町西条
長野市 若穂支所	長野市若穂綿内7827番地	若穂綿内 若穂川田 若穂牛島 若穂保科
長野市 川中島支所	長野市川中島町今井1756番地の1	川中島町原 里島 川中島町今井 川中島町御厨 金井田 川中島町今里 川中島町上氷鉋 三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 川中島町四ツ屋 川中島町今井原
長野市 更北支所	長野市青木島町大塚881番地の1	稲里町中氷鉋 稲里町下氷鉋 稲里町田牧 広田 真島町真島 真島町川合 小島田町 青木島町青木島の一部地域 青

		木島町綱島 青木島町大塚 青木島一丁目 青木島二丁目 青木島三丁目 青木島四丁目 丹波島一丁目 丹波島二丁目 丹波島三丁目 稲里一丁目 三本柳東一丁目 三本柳東二丁目 三本柳東三丁目 大橋南一丁目 大橋南二丁目 下氷鉋一丁目 市場 稲里町中央一丁目 稲里町中央二丁目 稲里町中央三丁目 稲里町中央四丁目
長野市 七二会支所	長野市七二会丁2373番地	七二会
長野市 信更支所	長野市信更町氷ノ田3180番地の1	信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町宮平 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭
長野市 古里支所	長野市大字金箱635番地16	大字富竹 大字金箱 大字下駒沢 大字上駒沢 大字三才 西三才 大字徳間の一部
長野市 柳原支所	長野市大字小島804番地5	大字小島 大字柳原 大字村山
長野市 浅川支所	長野市浅川東条328番地1	浅川東条 伺去 真光寺 浅川清水 浅川一ノ瀬 浅川畑山 門沢の一部 中曽根 北郷 三ツ出 台ヶ窪 坂中 浅川西平 浅川福岡 浅川押田 浅川西条 浅川一丁目 浅川二丁目 浅川三丁目 浅川四丁目 浅川五丁目 神楽橋 屋敷田

長野市 大豆島支所	長野市大字大豆島1054番地 1	大字大豆島 大字風間 大豆島西沖 松岡一丁目の一部 松岡二丁目の一部
長野市 朝陽支所	長野市大字北尾張部226番地 9	大字屋島 大字北長池 大字北尾張部 大字石渡 大字南堀 大字北堀 桜新町
長野市 若槻支所	長野市大字若槻東条505番地 1	大字檀田 稲田一丁目 稲田二丁目 稲田三丁目 稲田四丁目 大字徳間の一部 徳間一丁目 大字若槻東条 上野一丁目 上野二丁目 上野三丁目 田中 大字田子 大字吉 大字若槻西条 大字若槻団地 檀田一丁目 檀田二丁目
長野市 長沼支所	長野市大字穂保941番地	大字大町 大字穂保 大字津野 大字赤沼
長野市 安茂里支所	長野市大字安茂里1777番地 1	大字平柴 大字小柴見 大字安茂里 平柴台 宮沖 伊勢宮一丁目 伊勢宮二丁目 伊勢宮三丁目 安茂里小市一丁目 安茂里小市二丁目 安茂里小市三丁目 安茂里小市四丁目 差出南一丁目 差出南二丁目 差出南三丁目
長野市 小田切支所	長野市大字山田中2545番地	大字山田中 大字塩生甲 大字塩生乙 大字小鍋の一部
長野市 芋井支所	長野市大字桜824番地 3	大字上ヶ屋 大字広瀬 大字入山 大字桜 大字鑪 大字泉平 大字富田 門沢の一部
長野市 豊野支所	長野市豊野町豊野631番地	豊野町南郷 豊野町石 豊野町豊野 豊野町浅野 豊野町蟹沢 豊野町大倉 豊野町川谷
長野市 戸隠支所	長野市戸隠豊岡1554番地	戸隠 戸隠豊岡 戸隠栃原 戸隠祖山
長野市	長野市鬼無里日影2750番地 1	鬼無里 鬼無里日影 鬼無里日下野

鬼無里支所		
長野市 大岡支所	長野市大岡乙287番地	大岡甲 大岡乙 大岡丙 大岡中牧 大岡弘崎
長野市 芹田支所	長野市若里三丁目22番2号	大字若里 大字川合新田 大字稲葉 大字栗田 大字鶴賀の一部 若里一丁目 若里二丁目 若里三丁目 若里四丁目 若里五丁目 若里六丁目 若里七丁目 アークス 松岡一丁目の一部 松岡二丁目の一部 青木島町青木島の一部
長野市 古牧支所	長野市西和田一丁目12番1号	大字高田 大字南長池 大字西尾張部 大字東和田 大字西和田 西和田一丁目 西和田二丁目的一部分 大字平林 平林一丁目 平林二丁目 若宮一丁目 若宮二丁目 南高田一丁目 南高田二丁目 大字三輪の一部 北条町 三輪一丁目的一部分
長野市 三輪支所	長野市三輪四丁目15番4号	箱清水一丁目的一部分 桐原一丁目的一部分 三輪一丁目的一部分 三輪二丁目 三輪三丁目 三輪四丁目 三輪五丁目 三輪六丁目的一部分 三輪七丁目 三輪八丁目 三輪九丁目 三輪十丁目的一部分 上松一丁目的一部分 上松四丁目的一部分
長野市 吉田支所	長野市吉田三丁目22番41号	西和田二丁目的一部分 桐原一丁目的一部分 桐原二丁目 大字吉田 中越一丁目 中越二丁目 吉田一丁目 吉田二丁目 吉田三丁目 吉田四丁目 吉田五丁目 三輪十丁目的一部分
長野市 信州新町支所	長野市信州新町新町1000番地 1	信州新町水内 信州新町上条 信州新町新町 信州新町里穂刈 信州新町山上条

		信州新町越道 信州新町山穂刈 信州新町日原東 信州新町日原西 信州新町左右 信州新町信級 信州新町竹房 信州新町下市場 信州新町牧野島 信州新町牧田中 信州新町中牧 信州新町弘崎
長野市 中条支所	長野市中条2549番地2	中条日高 中条日下野 中条 中条御山里 中条住良木